

船橋市立医療センター広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市立医療センター（以下「医療センター」という。）の印刷物、ホームページ、施設等の資産を有効活用するとともに、自主財源の確保を図るため、それらの資産に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもので、広告掲載が可能なものをいう。

ア 医療センターの印刷物

イ 医療センターのホームページ

ウ 医療センターの施設

エ その他広告媒体として活用できる資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの

(2) 法令等に違反するおそれがあるもの

(3) 医療センターの信用又は品位を害するおそれがあるもの

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの

(5) その他院長が不適當であると認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(船橋市立医療センター広告掲載審査委員会)

第4条 広告の掲載に関する事項の審査を行うため、船橋市立医療センター広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第5条 委員会は、副院長1名、診療局長、看護局長、薬剤局長、事務局長、総務課長をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、院長が指名する者とする。
- 4 副委員長は、事務局長とする。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき又は欠けたとき、その職を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(広告掲載の申請)

第7条 新たに広告掲載を行おうとする職員は、船橋市立医療センター広告掲載承認申請書（第1号様式）及び次に掲げる事項を記載した関係書類を院長に提出しなければならない。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告掲載の規格
- (3) 広告掲載の位置
- (4) 広告掲載の募集方法
- (5) 広告掲載の掲載料
- (6) 広告掲載の時期、期間又は回数
- (7) その他広告掲載に関して必要な事項

- 2 院長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、広告掲載の承認の可否を決定し、その旨を船橋市立医療センター広告掲載承認可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(広告内容の審査)

第8条 前条第2項の規定により承認された者は、広告主から提出された船橋市立医療センター広告掲載申込書（第3号様式）に、広告原稿案等掲載しようとする広告の内容が

わかるものを添えて、院長に提出しなければならない。

2 院長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、広告掲載の承認の可否を決定し、その旨、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により広告掲載を承認された者は、当該広告について管理会議に報告しなければならない。

(疑義の決定)

第9条 院長は、第7条第2項及び第8条第2項に規定する審査にあたり、疑義が生じたときは、船橋市立医療センター広告掲載審査委員会に諮るものとする。

(庶務)

第10条 広告の掲載及び委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月21日から施行する。